長泉町パブリック・コメント手続の流れ

| 町が施策案を作成します |
|---|
| パブリック・コメントの対象案件（第３条）<br>・町の基本的な施策に関する計画の策定又は重要な改定<br>・その他実施機関がパブリック・コメント手続を行うことが必要であると認めるもの |

↓

| 施策案等を公表します | |
|---|---|
| 公表資料（第５条） | 公表方法（第４条） |
| ・案の本体<br>・施策等の案を作成した趣旨、目的<br>・施策等の案を作成した際の実施機関の考え方<br>・その他実施機関が必要と認める事項 | ・実施機関が指定する場所での閲覧<br>・町ホームページへの掲載<br>・その他実施機関が定める方法 |

↓

| 町民等からの意見の提出<br>（公表の日から 30 日以上の期間を設けます） | |
|---|---|
| 提出方法（第５条） | 町民等の定義（第２条） |
| ・実施機関が指定する場所への書面の持参又は送付<br>・ファクシミリの利用による送信<br>・インターネットの利用による送信<br>・その他実施機関が適当と認める方法<br><br>意見を提出しようとする町民等は、氏名、住所（法人その他の団体にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者又は管理人の氏名）、連絡先その他実施機関が必要と認める事項を明らかにしなければならない | ・町内に住所を有する者<br>・町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体<br>・町内に存する事務所又は事業所に勤務する者<br>・町内に存する学校に在学する者<br>・パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有すると実施機関が認めたもの |

↓

| 提出された意見等の取扱い | |
|---|---|
| 提出された意見等を考慮して、施策等にかかる意思決定を行います（第６条） | |
| 公表資料（第６条） | 公表方法（第６条） |
| ・提出された意見等の概要<br>・提出された意見等に対する実施機関の考え方<br>・施策の案を修正したときは、その修正の内容及び理由 | ・実施機関が指定する場所での閲覧<br>・町ホームページへの掲載<br>・その他実施機関が定める方法 |

↓

| 最終案を決定 |
|---|